

平成28年度指定障害福祉サービス事業者等 (日中系・居住系・障害児支援)の実地指導の結果について

※関係法令、事業者指定・登録基準関係通知等は、障害福祉サービス課のホームページに掲載しています。

- 1 平成28年度における実地指導及び監査の実施方針
指定障害福祉サービス事業者等の指導実施方針及び監査実施方針のとおり
- 2 指導監査実施結果（平成29年3月14日現在）

	H26	H27	H28
障害者支援施設（短期入所併設含）	5	7	6
日中系サービス事業所	19	49	35
グループホーム	7	8	12
障害児通所支援事業所	17	24	34

3 報酬請求に係る事例

ア 加算算定に必要な要件（児）

- 欠席時対応加算 報酬告示別表第1の8、市障害企画課長通知
利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助の実施とともにその相談内容を記録すること。
- 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 留意事項通知第二の2(1)⑨
指定通所基準の規定により置くべき児童指導員若しくは指導員又は保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。
※平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A
「常勤の直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数(分子)
÷「直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数(分母)」
が75%以上の場合に、当該加算の対象となるものである。
→現在の書式の単位が人となっているため、書式を修正予定。
- 延長支援加算 留意事項通知第二の2(1)⑮
8時間以上の営業時間（送迎の時間は含まない）の前後の時間において、支援を行うこと。
延長した支援が必要な旨を、個別支援計画、または障害児支援利用計画に記載しておくこと。

4 人員基準違反

ア 従業員の員数（共通）

- 指定基準上必要な従業員を確保すること。
- 人員欠如の未然防止を図るよう努めること。

イ その他（共通）

- 事業者と適正な雇用契約を締結した従業員がサービス提供に当たること。
（主な事例）
 - ▼ 契約期間が期限付きの従業者について、実態としては現在も雇用されているが、紙面上は契約期間が終了している。
 - ▼ 雇用契約書の勤務時間が未記入となっている。
 - ▼ 従事すべき業務に関する事項が記載されていない。
 - ▼ 兼務職員に対する辞令等の交付がなく、任命状況が不明確となっている。

5 設備基準違反

ア 相談室（日中） 基準省令第81条

- 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

6 その他の基準違反

ア 重要事項の掲示（者・日中・児）

事業所内の見やすい場所に以下の掲示をすること。

- ・ 運営規程の概要
- ・ 従業者の勤務の体制
- ・ 協力医療機関
- ・ 苦情解決の相談窓口、体制及び手順等
- ・ その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

イ 変更の届出（共通）

- 事業所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を千葉市長に届け出ること。
 - ・ 申請者（法人）の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - ・ 管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び職歴等
- ※本市ホームページに掲載の「変更届提出書類一覧」を確認。

ウ 個別支援計画の作成（共通） 者基準省令第58条、児基準省令27条

- 個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者（児）の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者（児、及びその保護者）の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うこと。

- アセスメントに当たっては、利用者（児及びその保護者）に面接をすること。
- 個別支援計画の作成に当たっては、サービス提供に当たる担当者等を招集して会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めること。また、会議の日時、参加者及び内容等を記録し、保管すること。
- 個別支援計画は、サービス管理責任者が作成すること。

○個別支援計画への位置づけが加算算定要件になっているもの（児発・放デ）

加算の種類	その他注意点
家庭連携加算	
事業所内相談支援加算	個別支援計画作成に当たってのモニタリングのための面談とは明確に分けること。
訪問支援特別加算	
延長支援加算	保育所等の子育て支援に係る一般施策での受け入れ先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援の利用計画に記載されていること。
医療連携体制加算	平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&AVOL.2問1-7

エ 個別支援計画の見直し（共通） 者基準省令第58条、児基準省令第27条
計画見直しの時期の目安は、サービス種類ごとに異なる。見直しの結果、必要な場合は、計画の変更を実施する。また、計画の見直しに当たっては担当者の間で会議を開催するとともに、見直しの内容について利用者（児、及びその保護者）の同意を得ること。

- ・療養介護、生活介護、共同生活援助、就労継続支援、障害児通所支援
 ⇒6月に1回以上。
- ・自立訓練（機能・生活）、就労移行支援
 ⇒3月に1回以上。

オ 身体拘束実施に必要な手続（共通） 者基準省令第73条、児基準省令第44条
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者（児）の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。また、拘束を継続する必要性があるかどうか定期的に検討を行い、その検討記録を残すこと。

カ 領収書及び代理受領の通知（共通）
 者基準省令第23条・第82条、第児基準省令第23条・第25条
利用者から金銭の支払を受けた場合には領収書を、市から法定代理受領を行う介護給付費等の支給を受けた場合には、その額を利用者（障害児通所支援の場合は通所給付決定保護者）に通知する。

(例)

	平成 年 月 日
(支給決定障害者等氏名)	様
住所 事業者(所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名)	(印)
<p>介護給付費・訓練等給付費代理受領のお知らせ</p> <p>以下のとおり介護給付費・訓練等給付費を代理受領したので、お知らせします。</p>	
金額	千 円
平成 年 月分	
内 訳	サ ー ビ ス 名 金 額 摘 要

キ 利用者等の情報を提供する際の同意(共通)

者基準省令第36条、児基準省令第47条

従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報、他の指定障害福祉サービス事業者等と共有するためには、あらかじめ文書により利用者又はその家族から同意を得ること。

なお、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りることから、以下により説明・同意を得ること。

- ・契約書・重要事項説明書に記載
- ・個人情報提供の同意書を作成 等

ク 秘密保持等の措置(共通) 者基準省令第36条、児基準省令第47条

事業者は、従業者等が在職中及び退職後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、事業所等で定める就業規則、秘密保持規程等に明記したうえで、さらに以下の措置を取ること。

- ・雇用契約書に記載
- ・守秘義務の誓約書を作成 等

また、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずるべきである。

資料22-1(午後)	平成29年3月15日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

ケ 従業員の研修の実施（共通） 者基準省令第 68 条、児基準省令第 38 条
従業員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や、事業所内での研修への参加の機会を計画的に確保すること。また、内部研修として、虐待防止や身体拘束廃止に関する研修を実施するとともに、その記録を作成すること。

コ 非常災害対策（共通） 者基準条例第 70 条、児基準省令第 40 条
非常災害に際して必要な具体的計画を策定し、関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、定期的に避難、救出等の訓練を実施すること。

サ 従業員の健康診断（共通） 労働安全衛生規則第 43 条・第 44 条
事業者は、常時使用する従業者（※従業者のうち、事業者負担で健康診断を実施する必要のある対象については、厚労省の示す基準を確認すること。）に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、医師による健康診断を行うこと。なお、健康診断の受診後においては、その結果を確認し記録を残すなど、従業者の健康管理と感染症予防に努めること。
 また、職員の雇用時に健康診断を実施するか、又は採用前 3 か月以内に健康診断を受けた者がいる場合には、結果を証明する書面を提出させること。

シ 契約支給量の報告等（児） 基準省令第 13 条
契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

ス 事故発生時の対応（日中・児） 者基準省令第 40 条、児基準省令第 52 条
障害児（者）に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

- ・事故が起きてしまった場合の事業所内での再発防止への検討・会議
 「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会) 参照
- ・損害賠償保険への加入（賠償発生時への備え）
- ・事故対応マニュアルの作成

セ 記録の整備（児） 基準省令第 54 条
従業者、設備、備品、会計、支援の提供に関する記録を整備し、支援の提供に関する記録は5年以上保存しなければならない。

ソ サービス提供の記録（日中・GH） 基準省令第 19 条
サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項について記録し、利用者からサービスを提供したことについて、確認を受けること。（実績記録票への利用者確認印の押印等）

資料22-1(午後)	平成29年3月15日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

タ 工賃の支払等（日中） 基準省令第85条、第201号

生産活動に従事する者には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。（剰余金を発生させない。）

チ 利用者負担額等の受領（者・日中・GH）

基準省令第82条・159条・第210条の4

利用者から受領する費用の種類及びその額について、運営規程に記載すること。

なお、共同生活援助において、敷金・礼金・保証金については、入居者から受領できる費用として認められていないので、受領してはならないこと。

ツ 食事の提供（日中） 基準省令第86条

利用者へ食事を提供する際は、利用者の心身の状況及びし好を考慮すること。（し好調査の実施等）